

▶ **木造住宅の耐震診断費補助** 住宅の所有者が行う耐震診断費用の一部を市が補助します。

対象	補助金額
次の全てに該当するもの ▷市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。 ※併用住宅の場合、半分以上が住宅部分であること。 ▷構造が木造在来軸組構法または伝統的構法であること。 ※ツーバイフォー工法、プレハブ工法などは除く。 ▷地階を除く階数が2以下であること。 ▷市に登録された木造住宅耐震診断資格者に依頼して行う耐震診断であること。 ▷この耐震診断費の補助事業による補助を受けていないこと。	耐震診断経費の3分の2 ※4万円を限度。
	募集件数
	5件程度

▶ **木造住宅の耐震改修費補助** 住宅の所有者が行う耐震改修費用の一部を市が補助します。

対象	補助金額
次の全てに該当するもの ▷市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。 ※併用住宅の場合は、半分以上が住宅部分であること。 ▷構造が木造在来軸組構法または伝統的構法であること。 ※ツーバイフォー工法、プレハブ工法などは除く。 ▷地階を除く階数が2以下であること。 ▷市に登録された木造住宅耐震診断資格者が作成する計画書に基づいて行う、定める要件を満たす耐震改修工事であること。 ▷この耐震改修費の補助事業による補助を受けていないこと。	耐震改修費の2分の1 ※50万円を限度。
	募集件数
	2件程度

▶ **耐震改修**

などの

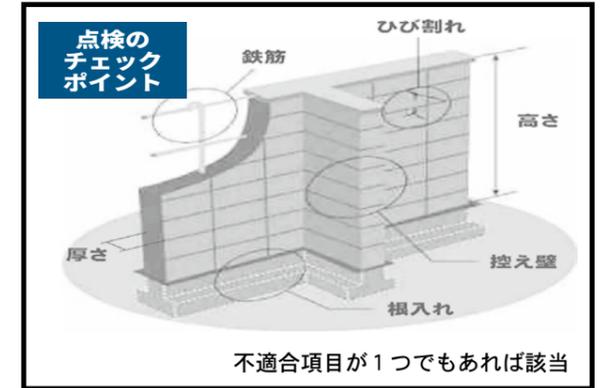
▶ **補助制度**

があります

申請書は市のホームページにあります。



危険なブロック塀は撤去を！



不適合項目が1つでもあれば該当

出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会

まずは、チェック項目を参考にして、わが家のブロック塀を点検してみましょう。

1つでも不適合があれば危険！改善しましょう！

□1. 塀の高さ

Q. 塀の高さは地盤から2.2m以下か。

□2. 塀の厚さ

Q. 塀の厚さは10cm以上か。
※2m以上2.2m以下の場合は15cm以上。

□3. 控え壁の有無（塀の高さが1.2m以上の場合）

Q. 塀の長さ3.4m以下ごとに塀の高さの5分の1以上突出した控え壁があるか。

□4. 基礎の有無

Q. コンクリートの基礎があるか。

□5. 塀の状態

Q. 塀に傾きやひび割れがないか。

次の場合は、専門家に相談しましょう

□6. 塀の鉄筋の有無

Q1. 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で入れられていて、縦鉄筋は壁頂部および基礎の横鉄筋に、横鉄筋は縦鉄筋にそれぞれかぎ掛けされているか。

Q2. 基礎の根入れ深さは30cm以上か。

▶ **がけ地に近接する危険住宅の補助** 住宅の所有者が行う危険住宅の除却や移転の工事費用の一部を市が補助します。

対象	補助金額
次の全てに該当するもの ▷対象の区域にある住宅であること。 ▷対象の区域に指定されるよりも前に着工された住宅であること。 ▷このがけ地近接の補助事業による補助を受けていないこと。	▷除却などによる経費 ※97.5万円を限度。 ▷移転による建設または購入をする資金の借入金金利（年利率8.5%を限度）相当額 ※建物457万円/戸、土地206万円、敷地造成59.7万円を限度。
	募集件数
	1件程度

▶ **土砂災害対策工事の補助** 建築物の所有者が行う土砂災害対策工事費用の一部を市が補助します。

対象	補助金額
次の全てに該当するもの ▷対象の区域にある建築物であること。 ▷対象の区域に指定されるよりも前に着工された建築物であること。 ▷改修前の建築物が構造基準に適合していないこと。 ▷改修後の建築物が構造基準に適合していること。 ▷この土砂災害対策の補助事業による補助を受けていないこと。	工事費の対象は330万円を上限とし、その対象の23% ※75.9万円を限度。
	募集件数
	1件程度

▶ **老朽危険空き家の解体の補助** 老朽化した危険な空き家の所有者が行う解体費用の一部を市が補助します。

対象	補助金額	対象工事	募集件数
次の全てに該当する空き家の所有者または相続人など ▷市内にある空き家で、不良度判定基準を満たしたもの。 ▷木造であるもの。 ▷半分以上が住宅部分であるもの。	解体工事費の3分の1 ※上限30万円。	補助対象空き家の全てを解体する工事	10件程度

近年、東日本大震災をはじめ、九州・中国・関西地方でも大きな地震が発生しており、将来的には南海トラフ地震の発生が予測されるなど、いつどこで起こるか分からない地震への備えが重要視されています。平成30年の大阪府北部地震では、耐震性に問題のあるブロック塀の倒壊による死亡事故も発生しています。

ブロック塀の改修に補助制度を新設

所有者が行う危険ブロック塀などの除却や建て替え費用の一部を市が補助します。その他、老朽化した危険な空き家の解体費用への補助制度もあります。

倒壊や落下物による被害が発生した場合の責任は所有者にあるため、被害が出る前の対策が重要となります。自然災害が起きてからでは遅いため、今から早めの対策を考え、一度相談してください。

問い合わせ先 都市デザイン課（☎437156）

▶ **ブロック塀等安全確保事業補助金**

【令和2年度新設】

対象	補助金額
次の全てに該当する危険ブロック塀の除却または建て替えであること。 ▷避難に利用する道路に面するもの。 ▷耐震診断などで安全性の確認ができないもの。 ▷路面からの高さが80cm以上のもの。 ▷建築基準法の規定に違反していないもの。 ▷このブロック塀等安全確保事業による補助を受けていないこと。	①または②のどちらか低い額の3分の2 ※除却のみは15万円、建て替えは30万円を限度。 ①危険ブロック塀の延長(m)×8万円 ②総事業費(除却費+建て替え費)
	募集件数
	5件程度